

広島県告示第九百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下御領新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市駅家町大字万能倉二二九六番一地从先から 福山市駅家町大字近田一七三番一地从先まで	旧	四・七〇〃 一四・一〇〇 一一・〇〇〃 三三・二二〇	一、二三四・〇〇 一、二八〇・〇〇	
福山市駅家町大字万能倉二二九六番一地从先から 福山市駅家町大字近田一七三番一地从先まで	新	一一・〇〇〃 三三・二二〇	一、二八〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、一八〇・〇〇メートル